金融機関および認定支援機関様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県経営改善支援センター

〇取下・終了の手続きについて

利用決定後に、計画策定やモニタリングについて事情により取下げまたは終了をする場合もあります。まず、申請企業と代表認定支援機関は、事前にメイン金融機関（利用申請時に捺印した金融機関：その他認定支援機関となった金融機関及び確認書を発行した金融機関）と相談してください。メイン金融機関と協議後に、以下の書類を静岡県経営改善支援センターに提出してください。

【提出書類】

1. 「取下げ書」または「終了届」・・・申請者（事業主）と代表認定支援機関の署名捺印

（利用申請書の使用印。　別添「取下げ書　サンプル」、「終了届　サンプル」）

1. 「取下げ・終了理由書」・・・・・・代表認定支援機関が記入します。

（別添「取下げ・終了理由書」フォーム）

1. 倒産等の場合は、倒産等を確認できる書類の写し。例えば、破産開始決定通知書等。

【提出先：郵送】　静岡県経営改善支援センター

　　　　　　申請者の捺印前の下書き段階で「取下げ・終了理由書」「取下げ書・終了届」、倒産の場合は「確認資料写し」を、事前に電子メールでお送りください。事前確認します。

【注意事項】

1. 原則「取下げ書」です。倒産等の場合は「終了届」です。
2. 取下げ・終了後は、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」のセンター負担金（補助金）の対象外となります。
3. モニタリング期間は原則３年必須。期間途中でのモニタリング終了はセンターの承認が必要です。

【申請者が倒産等した場合の手続き】

・代表認定支援機関および、メイン金融機関（その他認定支援機関または確認書を捺印した金融機関）は、事業者の倒産等について、静岡県経営改善支援センターに、ご一報ください。

・保証協会等に代位弁済済みで、かつ、営業継続中である場合、代弁の事象だけではモニタリング終了要件にはなりません。今後のモニタリングは、静岡県経営改善支援センターにご相談ください。

　・申請者（事業主）から捺印が徴求できない場合はセンターにご相談ください。

【提出後の手続き】

1. センターから、「取下げ・終了届」受理済みの写しを代表認定支援機関に返送します。
2. 代表認定支援機関から、「取下げ・終了届」(センター受理済み)の写しを申請者、メイン金融機関に対して、郵送または持参ください。その他の取引金融機関に対しても取下げ・終了の旨を周知徹底お願いします。（静岡県信用保証協会には、静岡県経営改善支援センターから通知します。）

以上

　　　　　　　　　　　 　　（静岡県経営改善支援センター280215）